

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

		評価	評価の理由・具体的な根拠指標
公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	特定の個人又は集団に利益をもたらす	障がい福祉サービス等に従事する人材を確保、また、その離職を防止することにより、障がいのある方の支援体制を充実させる。
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	ほとんど合っている	国でも福祉・介護職員の処遇改善による人材確保対策をおこなっている。また、自立支援協議会でも障がい福祉サービス等従事者の人材不足について課題が挙げられている。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	ある	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。 障がい福祉サービス等従事者の不足については一つの事業所の問題ではなく、障がいのある方への支援体制を充実させるために市全体で取り組む必要があり、市の補助金交付は妥当だと考える。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	できない	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入 当該補助金は、事業所負担で既に支給している住宅手当額に上乗せ、または、住宅手当を支給していない事業所については、新たに支給を開始してもらうものである。
	市民ニーズが高いものである。	高い	評価の理由・具体的な根拠指標 自立支援協議会でも障がい福祉サービス等従事者の人材不足について課題が挙げられている。
	市民ニーズに即している。	即している	評価の理由・具体的な根拠指標 障がい福祉サービス等に従事する者の住宅手当等の給与水準を高め、処遇改善を図ることで、人材を確保、また、その離職を防止する。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	できる	評価 「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 障害のある方に対し、支援体制の充実が図れる。
	補助期限（終期）を設定している。	設定済	評価 「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 補助対象従事者一人につき、補助金の支給対象となった最初の月から起算して5年を限度としている。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	はい	評価 「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 収支予算書、住宅手当や家賃補助を実施していること及び支給基準がわかる書類（定款等）、補助額算出シート、対象従事者の個人情報提供同意書及び住宅手当内容申告書

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	障がいのある方への福祉人材の確保を図ることができる。
施策との整合性	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		はい	浦安市内は県内近隣市に比べて家賃が高いため、補助金を交付することにより市内への居住を促し、福祉人材の確保を図るとともに、災害時などの緊急時の体制整備を図ることができる。
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
		当該補助金の目的は、住宅手当等の給与水準を高めることにより、障がい福祉サービス等従事者の処遇改善による人材確保と離職の防止を図ることであるため、事業者負担分を減らすことなく住宅手当の増額又は新たに支給を開始した場合に限り、補助金を交付する。	
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	設定済	住宅手当を増額させた分、または新たに開始した住宅手当分を補助金として交付。 また、対象従事者1人につき月額20,000円を限度としている。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		障がい福祉サービス等従事者数	
		評価	評価理由
		ある程度の効果をあげている	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	はい	事業の性質上、福利厚生費である住宅手当の補助のため、補助金の交付が合理的である。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	収支予算書・収支決算書
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としている	当該補助金の目的は、住宅手当等の給与水準を高めることにより、障がい福祉サービス等従事者の処遇改善による人材確保と離職の防止を図ることであるため、人件費が主要な経費となっているため。

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	県の指定を受け障がい福祉サービス事業を運営している事業者であって、従業員に対し、適正に住宅手当を支給している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		いいえ	事業者内の従業員に対しての補助であり、従業員に対しては、就業規則や雇用契約書等で公表している。また理事会や役員会等において、収支決算及び事業報告を行っている。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	社会福祉法人や特定非営利活動法人は監事を置くこととなっており、株式会社においても監査役等を設置していることから、内部でのチェック体制が整えられていると思われる。また理事会や役員会等において、収支決算及び事業報告を行っている
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
	事業補助		
市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
	行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 (※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと)	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 _____ 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円
		繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

国・県、近隣市は実施なし

--

(4) 補助金の課題

当該補助金を交付し福祉人材の確保を行っているものの、サービス利用者からは、未だ人材不足により、サービスの予約を取りにくいなどの意見があがっている。

--

(5) 所属長の総合評価

今後も引き続き、事業実績や効果等を検証しながら、適切な事業を実施していきたいと考えています。

--

(6) 補助金の今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	依然として障がい福祉サービス等従事者の人材が不足していることから、引き続き継続して実施する。
---------	--

見直しの時期	
見直しの内容	

廃止の時期	
廃止の理由	